

# 國學院大學學術情報リポジトリ

The intent of the Ukitas' list of personne : the formation of new power base by Hideie

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Terao, Katsunari メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000151">https://doi.org/10.57529/00000151</a>

# 宇喜多氏分限帳編成の意図

— 秀家の新権力基盤の形成 —

寺尾克成

はじめに

豊臣政権下における宇喜多氏権力構造の解明については家臣団研究からのアプローチを中心に近年大きな進展が見られる。その最たるものは大西氏<sup>1</sup>、森脇氏の論考であろう。両氏の業績を受けつつ更なる研究の深化を求める現状において、近世の写本ではあるが史料として宇喜多氏分限帳の分析、検討は有効な手法であると考えられる。森脇氏により「慶長初年宇喜多秀家土帳」<sup>3</sup>（以下「土帳」と表記する）の史料的な位置付けがな

れて以来、分限帳の史料的な活用が期待されるところである。筆者においては両氏の業績を受けて一部ではあるが「土帳」の分析を行うことにより、文禄〜慶長期における宇喜多氏家臣団上層部の大規模な異動を見出すことができた。その過程において宇喜多氏家臣団内の寄親寄子の組（以下「組」と表記する）の編成規模の差異に注目するに至った。「土帳」には十二の組が表記されるが、譜代重臣に率いられた軍事的中核を担う編成と見られる組（六組）と、それとは明らかに編成の小さい組に大別される。慶長四年（一五九九）に作成された「土帳」には文禄以降の家臣団の大規模な変動が反映されたものであると規

定できるが、本来軍事的に均等であるべき組の編成が慶長四年時点においても不均等である理由の検討は宇喜多氏家臣団の構造解明の一助となると考えられる。本稿では「土帳」の分析を中心に組の構成差異の要因について検討するものである。

### 一 小規模編成の組の形態

「土帳」に見る各組の構成は(表1)のとおりである。

①～⑥の組は戸川肥後守等一万石以上の重臣が率いるもので、その規模に多少の差異は見られるが与力数が百名前後、組ごとの石高合計は四万石前後。これは文禄期まで十八個存在した組(本稿においては以後「旧組」と称する)が再編、集約化されたもので、宇喜多氏の軍事的中核を担うことが明白なものである。一方⑦⑫は前述の重臣が率いる六組とは明らかに編成規模の小さい組として存在する。すなわち、寄親の石高は千石から四千石。与力数は一組当たり平均十七名で石高の低い寄親が少数の与力を率いる形態(以下本稿では「小編成組」と表記)を採っている。小編成組六組の石高合計は二万五千石余(家臣の総石高の七%強)、与力数は百三人(家臣総数の一六%)で戸川ら重臣の一組分よりも小規模である。小編成組与力

一人あたりの石高は平均四二石(「土帳」全体での平均値は馬廻を含め二四〇石)で小祿の者が大半である(百石以上の与力はわずか六名で百石未満の与力が全体の九五%を占める)。小編成組全体での動員能力は百石四人役で計算しても千人程度、六組のうち四組に鉄砲衆(四十人)が付属するが軍事的には大きな力には成り得ない組である。

そこで「土帳」における小編成組の加増記載(表2)に着目する。小編成組の寄親六名のうち浮田主馬(No.380)と浮田河内守(No.495)を除く四名は文禄三年(一五九四)から大幅な加増を受けていることがわかる。これら小編成組寄親の加増による石高の増加割合は平均で三・九倍。戸川等重臣の平均値二・三倍を大きく上回っている。重臣の加増は朝鮮での家臣団喪失の穴埋め(軍役賦課の転嫁)であることはすでに明らかであるが、小編成組寄親の加増は軍役の転嫁とは意味合いが相違していると考えられる。すなわち当該寄親は浮田河内守を除けば旧組のいずれの寄親でもなく、また文禄三年以前の石高も千石程度もしくは更に少祿である(浮田主馬に関しては後述)。重臣同様に小編成組寄親にも軍役転嫁が見られるのであれば浮田河内守も含めた全員に加増があつて然るべきであるが河内守に加増記載はない。

(表1) 「土帳」にみる各組の構成・石高分布

数字は特に指定のないものは石高、( )内は人数

所属	寄親		与力石高					合計 (総頭健康)	組付属 鉄砲衆	総合計 C+D=E	与力 石高 平均	構成比 D/G E/G	備考
	石高	500石 以上	499石～ 100石	99石～ 50石	49石～ 1石	小計	A+B=C						
① 戸川 肥後守 (土佐守分 再掲)	25,600	14,295 (10)	6,195 (33)	914 (15)	1,086.5 (36)	22,490.5 (94)	48,090.5 (95)	800 (40)	48,890.5 (135)				
② 岡 越前守	23,330	13,900 (10)	4,380 (22)	1,040 (17)	2,377 (86)	21,697 (135)	45,027 (136)	800 (40)	45,027 (136)	42,129 (96)			
③ 長船 吉兵衛尉	24,084	12,700 (6)	2,510 (17)	1,145 (18)	1,690 (54)	18,045 (95)	42,129 (96)	800 (40)	34,910 (42)				
④ 明石 掃部頭	33,110	1,000 (1)		390 (7)	380 (14)	11,950 (27)	36,029.1 (28)	800 (40)	36,829.1 (88)				
⑤ 浮田 左京亮 (一門 再掲)	24,079.1	10,500 (2)	300 (1)		10,300 (2)								
⑥ 花房 志摩守	14,860		670 (5)	370 (6)	190 (17)	1,230 (18)	16,090 (18)		16,090 (18)				
①～⑥ 小計	145,063.1 (6)	52,395 (29)	14,435 (81)	3,859 (63)	5,723.5 (196)	76,412.5 (369)	221,475.6 (375)	2,400 (120)	223,875.6 (495)	207.1	68.02% (54.74%)		浮田太郎左衛門尉は集計より 除外
⑦ 浮田 主馬 (中 浮田太郎左衛門尉)	4,360		710 (4)	495 (8)	775 (24)	1,980 (36)	6,340 (37)		6,340 (37)	55.0			
⑧ 浮田 督兵衛尉	4,000		200 (2)	105 (2)	370 (13)	675 (17)	4,675 (18)	800 (40)	5,475 (58)	39.7			
⑨ 宍甘 太郎兵衛尉 (中 中村次郎兵衛)	1,210			210 (3)	170 (9)	380 (8)	1,590 (9)		1,590 (9)	47.5			中村次郎兵衛は集計より 除外
⑩ 構村 監物	3,100				715 (22)	825 (24)	3,925 (25)	800 (40)	4,725 (65)	34.4			
⑪ 明石 久兵衛尉	2,000			70 (1)	400 (17)	470 (18)	2,470 (19)	800 (40)	3,270 (39)	26.1			
⑫ 浮田 河内守	4,500				0 (0)	4,500 (1)			4,500 (1)				5人の与力全員が⑦と重複の ため集計から除外
⑦～⑫ 小計	19,170		910 (6)	990 (16)	2,430 (81)	4,330 (103)	23,500 (109)	2,400 (120)	25,900 (247)	42.0	7.22% (15.91%)		
計	X+Y=Z 164,233.1 (12)	52,395 (29)	13,345 (87)	4,849 (79)	8,153.5 (277)	80,742.5 (472)	244,975.6 (481)	4,800 (240)	249,775.6 (724)				
参考 「土帳」総合計	164,233.1 (12)	109,150.0 (88)	37,460.0 (177)	5,474.0 (89)	9,282.5 (319)	161,375.5 (573)	325,608.6 (685)						

(表2) 「土嵜」にみる小編成組所属家臣を中心とした加増一覽

所属	人数	加増 計										加増前	加増倍率	平均加増	備考					
		「土嵜」 記載 右高		文禄3年	文禄4年	文禄5年	慶長2年	慶長3年	慶長4年	慶長5年	その他					B-C-D	(B/D)	(C/A)		
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合					人数	割合	人数	割合	
(表1) ①～⑥ 重臣組 の集計	中段 ( ) は加増記載に占める割合 下段 ( ) は各年ごとの加増割合	A	6	145.0/63.1	32.000	0	5.000	0	19.719	9.154	5.919	10.000	81.783	632.80.1	2.29	13.690/5	年末詳の加増7.48%は同族前守の10,000石、「土嵜」加増記載の先頭にて「御加増分」と表記されていることから時期は文禄3年と推測できる。			
		B	23	241.95	3.500 (2.64%)	370 (0.288%)	980 (0.74%)	730 (0.55%)	4230 (3.19%)	2,575	0	1,000	4,300	11,810	2.05	538.5	年末詳の加増7.48%は同族前守の10,000石、「土嵜」加増記載の先頭にて「御加増分」と表記されていることから時期は文禄3年と推測できる。			
	(表1) ⑦～⑫ 小編成組 の集計	与力 分 下段 ( ) は加増記載に占める割合	寄親 分	6	18.670	3.040 (2.29%)	1025 (7.78%)	4,220 (31.85%)	1,200 (9.09%)	3,400 (25.8%)	0	0	1,000 (0.75%)	13,885 (10.47%)	4,785	3.90	2,314.2	浮田河内与力1名に加増があるが浮田主馬郎と重複していることから集計からは除外。		
			下段 ( ) は加増記載に占める割合	6	370	0 (0.00%)	130 (0.11%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	30 (0.02%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	180 (0.14%)	190	1.95	30.0	浮田河内与力1名に加増があるが浮田主馬郎と重複していることから集計からは除外。		
		参考 「土嵜」全体の加増記載の合計	寄親 分	寄親 分	12	163.733.1	35.000	1,025	9,220	1,200	23,110	9,154	5,919	11,000	95,668	68,065				
				与力 分	29	24,565	3,300	520	980	730	4,260	2,575	0	1,250	12,000	68,065				
			馬廻	2段目の ( ) は人数	46,879	1,465	2,760	2,520	1,350	10,730	3,395	1,990	90	24,440	22,439	209	280.9			
				3段目の ( ) は加増記載に占める割合	87	1.06%	(25)	(21)	(14)	(43)	(8.09%)	(2,569)	(1.6)	(2)	(18.42%)	(1,006)				与甘太郎左衛門(No.513)は与甘太郎兵衛と重複するものとして集計に含まず。
			参考	4段目の ( ) は各年ごとの加増割合	39,945	4.305	11.29%	10.31%	6.91%	48.90%	13.89%	81.4%	0.37%							
				「土嵜」全体の加増記載の合計	127	255,177.1	39,945	4.305	12,720	3,480	38,100	15,124	7,909	11,090	132,673	102,504	2.29	1,044.7		

森脇氏は「直属奉行人を組頭へと取り立て、また当主側近を多く含む直臣団を強化していくという家中編成の方向性」を指摘、その目的を「秀家が自由に差配できる軍事力の増強を模索するもの」とされ、中村次郎兵衛の鉄砲頭兼務の事例を「そうした志向性の端的な表出」と規定されている。前段の直属奉行人の「組頭」取り立てに関しては筆者も同意見であるが、後段の「軍事力の増強」に関しては疑問が残る。

小編成組の寄親が森脇氏の指摘のとおり直属奉行人を以って充てたことは間違いなからう。しかし旧組の寄親のうち六名は慶長期には家臣として存在せず、組も六名の重臣が率いる形に編成替えされた経緯を見ると、「秀家が自由に差配できる軍事力の増強」が目的であれば旧組のうち寄親欠員の組に奉行人を充てれば効率的に軍事力の継承が可能であったはずであるが、その手法は取っていない。また小編成組の与力についても同様で、すべてが馬廻りから抽出されたとは考えられず、旧組のいずれかの与力が前職であった者もいたと見るべきであろう。組の集約過程において、各組の少祿の与力が抽出され新たな組が編成されたと考えれば、そこには軍事力増強だけでない他の要因も検討する必要がある。

「土帳」には各所に修正、削除、加筆記載が見られ、慶長四

年（一五九九）の成立から短期間のうちに随時改訂がなされたことは明白である。そこでこれら訂正記載から「土帳」編成当初の小編成組の構成を検討する。

二 「土帳」編成当初の小編成組寄親

(一) 寄親の異動（「土帳」の貼紙訂正記載）

（史料1）<sup>11</sup>

（前略）

百石 文四加

437

此下ニ中村次郎兵衛

三千石内

百五十石文五加 千石 文五加

三百石 慶二加 千石 慶三加

438

一 六廿太郎兵衛尉

千貳百十石内

三百石 文四加

四百石 慶二加

四百石 慶三加

（中略）

こ、二

447 ○ 鉄砲衆 廿人 四百石 と阿りてはり紙して  
 448 ○ 鉄砲衆 廿人 四百石 除きてアリ  
 (中略)

御鉄砲頭

703 一 川端丹後守 三十九人

こ、二中村次郎兵衛と有つてはり紙して 千五百六十石  
 除て上書二川端丹後守書出ニ有也

(後略)

(史料1)は(表1)⑨の宍甘太郎兵衛尉組の冒頭部分である。組を率いる宍甘太郎兵衛尉 (No.438) の項には「此下二中村次郎兵衛如此有てはり紙して除キ宍甘太郎兵衛書云上ニアリ」とあり、中村次郎兵衛尉 (No.437) の表記の上に貼紙がされて宍甘の名が記載されている。つまり⑨宍甘組はかつて中村次郎兵衛尉が率いていたのである。中村は家中騒動の一方の当事者で慶長五年(一六〇〇)上方において戸川肥後守以下の重臣の襲撃を受けて宇喜多家を退去して<sup>12</sup>いる。後任となった宍甘は馬廻の宍甘太郎左衛門尉 (No.513) が同一人物と推測され、中村の退去に伴い寄親欠員の補充として馬廻から異動したと考えられる。

中村は文禄三年以降の加増で石高が六、七倍に増加、与力八

名の組の寄親となり同時に組に四〇名の鉄砲衆を配置されている。またそれとは別に鉄砲頭(三九名の鉄砲衆付属)を兼務するなど家中での異例の累進(権能強化)が見られる。中村が秀家側近でかつ直屬奉行人の一人であることは衆目の一致するところであるが、<sup>14</sup>与力を含めた中村組の家臣団内における位置付けは検討されていない。

「土帳」の馬廻一七二名には末尾から十名ごと二ヶ所の集計記載が見られる。(表3)は集計記載ごとのまとめであるが、表中A群の十名は寺町淡路守 (No.653)<sup>15</sup>を筆頭に百石以上の者で構成、うち松原久右衛門 (No.655) は鉄砲頭、弓頭を兼務している。石高から見るとA群が秀家の近習的な集団を形成していたと推測できる。一方B群は先頭の伊藤四郎左衛門 (No.663) が六百石であるが他はすべて三十石以下の下級家臣であり、伊藤を指揮者とする秀家の警護集団を構成していたと考えられる。いずれにせよ(表3)の二十名が常時秀家に近侍する集団であり戦時における本陣構成員と規定できる。そして当然ながら当該集団に中村及びその与力は含まれていない。

(史料2)<sup>16</sup>

態申入候、其方御代官所、於宮保之内式百石、坂折宮へ被成奉納候ハ、早々神主社僧中へ可有御引渡候、猶浮

(表3) 「土帳」馬廻における集計記載による分類

分類	番号	氏名	石高	加増記録					削除記録	集計記載と 実際の石高 合計の差	「土帳」原本 の記載状況 (推測)	備考	
				文 帳 3	文 帳 5	慶 長 2	慶 長 3	慶 長 4					慶 長 5
A	653	寺町 淡路守	300						0	300			
	654	伊藤 丹後入道	150						0	150			
	655	松原 久右衛門	1,000	100	100	300	200		700	300			
	656	中村 吉藏	200						0	200			
	657	浮多 市介	150						0	150			
	658	辻 清三郎	150						0	150			
	659	浅井 兵庫	150						0	150			兵庫の下に「庄九郎」追記
	660	大塚 半右衛門	150						0	150			
	661	浮田 熊	150						0	150			
	662	藤江 清四郎	100				50		50	50			内 浅少九郎
№662後に「以上祿十四百五十石」 (2450石)の集計表記			2,500								50		
№662後に「以上七百廿石」 (720石)の集計表記			830								110		
B	663	伊藤 四郎左衛門	600						0	600			繰引きあり
	664	須々木 行連	30						0	30			
	665	長原 十郎右衛門	30				30		30	0			× 新知慶五
	666	尾助	30						0	30			
	667	三宅 次郎左衛門	20						0	20			
	668	藤波 六右衛門	30				30		30	0			× 新知慶五
	669	安田 彦七	20						0	20			
	670	寺尾 与左衛門	30				30		30	0			× 慶五新知
	671	升原 孫兵衛	20						0	20			×
	672	納所 宗七	20						0	20			繰引き「けしてあり」表記

- ① 「土帳」の馬廻172名には末尾から10名ごとくに集計記載がある。
- ② A群10名の石高合計(2,500石)と集計表記(2,450石)に50石の差が窺われる点については、№659浅井兵庫に追記された「庄九郎」と№662藤江清四郎に追記された「浅少九郎」が同一人物と推測できる点から、浅井庄九郎の慶長4年の加増記載(50石)が後に書き込まれた可能性が推測できる。
- ③ B群の集計記載の差(110石)については、№671の升原孫兵衛(20石)が繰引きで削除されて「けしてあり」と注記されていることから、「土帳」筆写時にすでに原史館が削除(原史料作成時に誤記して削除)された可能性が大きい。また№665、668、670の慶長5年の「新知」(計90石)が集計表記に反映していないことが推測される。これは「土帳」が慶長4年の状況を記録したものである例証ともなる。
- ④ A群については、石高が100石以上のものばかりで構成される点に着目すれば、秀家の近習衆であったと推測できる。また№655松原久右衛門は御旗砲頭、御弓頭を兼務し、真徳衆20人、弓衆10人を配り持つことから、秀家本陣に鉄砲、弓が配置されていたことも推測される。
- ⑤ B群は、A群に比べ明らかに石高が低く別の役割(本陣の警護等)があったと考えられる。



太郎左・浮河州へ申入候、恐々謹言、  
太田左衛門尉  
 浮河内守

三月十六日

中村次郎兵衛尉

池田助左衛門殿

満夕 御宿所

(史料2) は家臣団内における中村の役割を顕著に示すものである。内容は宇喜多氏蔵入地である宮保(備前国御野郡)において二百石を坂折宮(酒折宮)現在の岡山神社)へ引き渡すよう当地の代官(池田、満夕)に秀家の内意を伝えたものであるが、同時に末尾に「浮太郎左・浮河州へ申入候」とあることから、蔵入地の統括者である浮田太郎左衛門尉等へも同様の伝達を行っており、秀家からの領国の奉行衆への命令伝達系統上には中村が存在している。すなわち中村は大老として在京・在坂機会の多かつた秀家の政務的側近としてその意志を領国の奉行人に伝達、もしくは領国からの報告を秀家に取り次ぐ役割を担っており、秀家と家臣団(特に奉行衆)との結節点となり得る存在と規定できる。同時に中村与力八名は政務的な側近たる中村の補佐役であったと言えよう。

「土帳」において中村組が敢えて馬廻の側近集団と別枠で表記されているのは軍事的結合が主となる従来との側近とは役割の相違する新側近集団の編成にその理由が求められるのであり、

それ故に家中最小の八名の構成で組が存在し得たのであろう。

中村への権限集中は特別でそのために重臣層の反発を招いたとも言えるが、中村失脚後その権能は三分割され、宍甘には中村の与力だけが引き継がれている。秀家は重臣との妥協で中村の軍事的機能の削減は行ったと考えられるが、同時に旧中村組(政務的な側近集団)の温存を図っている。

中村後任の宍甘が関ヶ原合戦においては秀家に近待せず、岡山城に在番して国内の人質徴収のとりまとめの中心的役割を担っていた点も、宍甘更には前任の中村の家臣団内での役割を端的に表すものと言えよう。

(二) 寄親の代替(「土帳」の線引き訂正記載)

(史料3)<sup>21</sup>

(前略)

380

主馬

四千三百六十石

381

一 浮田太郎左衛門尉

五千三百六十石内

千石——御加増

主由布——文四加

貳千石——文五加

千石——慶三加

被召上

382

十 長原當作

二百石内

(中略)

河州二入

389 一 太田弥太郎

河州二入

390 一 今田三五郎

五十石

(後略)

同様に(表1)⑦浮田主馬組でも寄親交代がみられる。(史料3)は「土帳」の浮田主馬組冒頭部分である。浮田太郎左衛門尉(No.381)の「太郎左衛門尉」及び石高と加増歴を線引きで削除して、横に「主馬 四千三百六十石」と追記がみられることから、浮田主馬組も当初は浮田太郎左衛門尉組であったことが判る。前述の中村同様に浮田太郎左衛門尉は直屬奉行人の代表的な人物である。(表1)から浮田太郎左衛門尉組は小編成組の先頭に位置し与力三十六名を有している。その記載削除の経緯は明らかではないが中村次郎兵衛尉の退去と関連していることは容易に推測可能である。

浮田主馬(No.380)については前述の宍甘のように組を引継ぎ寄親になる前職が「土帳」に見られない。石高表示「四千三百六十石」にも加増歴はなく、逆に「新知」という表示もない。また森脇論考①【附表】でも表記されず直屬奉行人としての経

歴がないと考えられる。以上の点から主馬は家臣団内の異動で寄親に抜擢されたものでも新規召抱えでもなく、浮田太郎左衛門尉の子(または一族)としてその跡を継いだと考えられるのである。<sup>22</sup> 太郎左衛門尉は領国検地の推進者として中村次郎兵衛尉同様に重臣による排斥対象とされていたと考えられ、秀家は慶長五年(一六〇〇)当初蜂起した重臣との妥協により太郎左衛門尉を致仕させ、また長原菅作(No.382)以下の同組与力四名(いずれも石高百石以上)を「被召上」として改易せざるを得ない状態に追い込まれたと見るべきである。<sup>23</sup>

(三) 組の分割 (浮田主馬組与力の分割注記)

しかし同時に「土帳」から秀家は重臣蜂起に対して巻き返しを図っている様子が伺える。すなわち⑫浮田河内守組の新設である。

(史料4)<sup>25</sup>

(前略)

495	一	浮田河内守	四千五百石
496	一	太田弥太郎	六十五石
497	一	今田三九郎	五十石
498	一	庄屋与五郎	五十石

499	一	寺尾彦兵衛尉	四十石
500	小一	津嶋次郎太郎	四十石内卅石文四加
501	小一	岡本権丞	三千式百六十五石内 千七百石 慶四加

(後略)

(史料4)は「土帳」の浮田河内守組の部分である。五名の与力が表記されているが、太田弥太郎 (No.496) が (史料3) 中のNo.389と重複している。同様に他の与力四名もすべて主馬組与力と重複し更に組の集計記載もない。

浮田主馬組与力のほとんどに「主馬二入」「河州二入」など編成替えとおぼしき記載がみられる。(表4)はそれをまとめたものであるが、浮田太郎左衛門尉組が主馬組に継承される過程において与力(改易された四名を除く三十二名)のうち二十名が主馬組に残り、十一名が河内守組に異動している(一名は不明)。河内守組は旧組を継承したものでなく、また「土帳」編成当初から存在していたものでもない。これは奉行人経歴が皆無の主馬が小編成組では最大の三十二名の与力を率いる負担を軽減するとともに、戸川、岡など重臣層の実力行使に対抗しうる者を新たに寄親とする必要があったためであろう。河内守は旧組のうちの一つを率いた寄親で、組の集約時に馬廻に編入

された重臣であり、かつては戸川らと同格でありながら同時に直屬奉行人としても広く活動していることから適任者であったと言えよう。

「土帳」にみる馬廻の先頭は石高から見ても(史料4)中の岡本権之丞 (No.501) であるが、本来の馬廻の先頭は浮田河内守であり河内守と岡本は表記が連続していたはずである。河内守組が新設されるにあたり浮田主馬組から異動となった与力が河内守と岡本の記載の間に途中まで追記されたと見るべきであろう。河内守組にも組別集計記載がない理由をこの点に求めることができるのである。

#### (四) 小編成組の権能 (家臣団内の位置付け)

(表1) ⑧浮田菅兵衛尉 (No.411) も直屬奉行人と規定される人物である。⑩榎原監物 (No.449) と⑪明石久兵衛尉 (No.475) については現時点では家臣団内の位置付けが史料により確認できないが、「土帳」における⑦浮田主馬、⑨宍甘両組の寄親の修正記載等から六つの小編成組のうち少なくとも四組は直屬奉行人が率いた組であることが判る。

そして小編成組の寄親に関して、森脇氏が「相次ぐ加増によつて直屬奉行人を組頭へと取り立て<sup>30</sup>」と規定した点は、(表

(表4) 浮田主馬組 (旧 浮田太郎左衛門尉組) の再編成

番号	氏名	石高	役職	新編成表記	加増計	加増前	重複	貼紙・訂正	異動後 区分	
380	浮田 太郎左衛門尉	5,360	旧寄親		4,300	1,060		線引により削除 (主馬を追記)	「土帳」から線 引きにより削除	
381	浮田 主馬	4,360	寄親		0	4,360		浮田太郎左衛門 尉5360石を線で 消し、主馬を追 記	寄親として追記	
382	長原 菅作	200		被召上	0	200		線引により削除 「被召上」	石高から旧浮田 太郎左衛門尉組 の幹部と推測。 太郎左衛門尉失 脚に連座するか たちでの「被召 上」と推測	
383	岡本 太郎	200		被召上	0	200		線引により削除 「被召上」		
384	浮田 弥三兵衛尉	160		被召上	0	160		線引により削除 「被召上」		
385	橋原 宗八	150		被召上	0	150		線引により削除 「被召上」		
388	大畠 小右衛門尉	70			0	70				不明
408	東 助右衛門尉	30		主 (主馬か)	0	30				浮田主馬の与力 へ編入 (残留)
409	東 藤介	30		主 (主馬か)	0	30				
410	次田 三郎次郎	30		主 (主馬か)	0	30				
411	福田 三兵衛尉	30		主 (主馬か)	0	30				
412	下山 弥一	30		主 (主馬か)	0	30				
386	下山 神吉	80		主馬	40	40				
387	周藤 弥平次	80		主馬	30	50				
392	松井 九郎兵衛	50		主馬	0	50				
393	橋本 又兵衛尉	50		主馬	20	30				
394	片山 神介	40		主馬	0	40				
396	浮田 助兵衛尉	40		主馬	0	40				
397	橋本 与五郎	40		主馬	0	40				
398	平島 孫一郎	40		主馬	0	40				
400	花房 平蔵	40		主馬	0	40				
402	立石 与兵衛尉	30		主馬	0	30				
403	難波 与三郎	35		主馬	0	35				
405	牧 神次郎	30		主馬	0	30				
414	大倉 治兵衛尉	30		主馬	0	30				
415	山神 与五郎	30		主馬	0	30				
417	北原 新三郎	20		主馬	0	20				
389	太田 弥太郎	65		河州	0	65	●		浮田河内守の与 力へ編入	
390	今田 三九郎	50		河州	0	50	●			
391	庄屋 与五郎	50		河州	0	50	●	三九郎を線引き し 与五郎 追 記		
395	寺尾 彦兵衛尉	40		河州	0	40	●			
399	津島 次郎太郎	40		河州	30	10	●			
401	福本 平左衛門尉	30		河州	0	30				
404	長崎 与兵衛尉	30		河州	0	30				
406	今田 三十郎	30		河州	0	30				
407	貴志田 三丞	30		河州	0	30				
413	市井 神右衛門尉	30		河州	0	30				
416	萩原 源五郎	20		河州	0	20				

2) の E, F, G 行の比較からも明らかである。すなわち重臣の加増は主に軍役転嫁であり、その余波は慶長三年(一五九八)以降は馬廻にも及んでいるが、小編成組寄親については加増期間の前半に集中。加増前石高の少なさから見ても軍役転嫁とは一線を画す加増であったと言えよう。つまり小編成組の寄親への加増とは、新たに寄親に就け、領国経営の中核に参画させることを目的とした家臣団内での家格上昇のためのものであったと推測できるのである。文禄以前は戸川らと同格の寄親であった浮田河内守(格上げの必要がすでない)だけに加増がみられない点もその例証と言えよう(浮田土佐については後述)。

その編成時期は文禄三年(一五九四)以降であり、寄親が直属奉行人であることと少禄(平均四二石)の与力が少数付属する点からも小編成組は軍事的増強は受けつつも平時においては民生、農政を主務とする組であったと推測することができる。

小編成組成立の契機として推測されるのは文禄検地である。赤穂郡真殿村の例から検地奉行は直属奉行人であるが、実際の作業についてはより下級の家臣が動員されたことは明らかであり、これら実務者が検地という広範囲、長期の作業を通じ

て農政専門家として育成、組織化されたと考えられる。文禄検地終了後もこれら実務者が本来の所属に戻らず、旧組の再編に合わせて小編成組与力に組織化されたと考えられる。そこで中村組の役割については考察したが、その他の小編成組の役割も明確する必要がある。

### 三 小編成組による在地への関わり

(史料5)<sup>34</sup>

尚々、從富(百川郡赤野)可被申候へ共、今ほと彼是被取亂候間、我等より申事二候、已上、

備中東三須百姓公役之事、給人衆あまた有之付而、百姓衆そもくにて郷役難成之由候、互之為にて候間、各々談合候て、佐野新右衛門方二可被仰付候、此上二何角申者候ハ、堅可被申究候、恐々謹言、

文五申(岡市之志)

正月廿日

大藤左まいる(大森藩左衛門尉)

御宿所

久雅(花押)

(史料5)は従来、寄親与力の関係を通しての在地への関わり

りを示すものである。東三須は備中窪屋郡（総社市南部で宇喜多領の西端）に所在。給人知行地錯綜のため公役の賦課に難渋した結果、寄親間の「談合」により在地の有力者である佐野新右衛門に一括賦課することが決定している。宛所の「大藤左」は戸川組与力の大森藤左衛門尉（No.23）で東三須の給人の一人と見られる。発給者の「岡市」は同じく戸川組の有力与力である岡市之丞（No.3）で「従富肥（戸川肥後守）可被申候へ共」の文言から戸川の代理として行動、すなわち寄親からのラインによる決定事項の伝達がなされている。東三須の給人衆のすべてが戸川与力とは考えにくいことから、この「談合」は各給人の寄親である重臣によるもので、談合結果は再び各組のラインで伝達されている。

これは寄親が与力に対しての年貢・公役の賦課徴収に係る監督責任が課せられていたことからも必要に迫られたものであるが、組を横断的に跨ぐ案件には寄親間での談合（合議）がなされていたことを示すものである。

これに対して地域は異なるが新たな動きが見られる。

（史料6）<sup>36</sup>

北庄原田之内萬掟之事

一 新荒者不及申古荒迄も可成程ハ作可被申付事

一 高處御陣夫可被相定事

一 逐電人悉引返可被申付事

一 藪せひとう堅可被申付事

附竹の子壹本ニても折取候ハ、可為曲事事

一 田島作心不入百姓秋才遣間敷事

右之通先々堅可被申渡候以上

卯月十二日

浮田菅兵衛宗勝

尾坂右兵衛殿

（史料6）は浮田菅兵衛発出の「掟」である。宛所の尾坂右兵衛は菅兵衛の与力で尾坂孫次郎（No.422）の父にあたる。<sup>37</sup>しらが氏は年代を天正二十年（一五九二）と比定したうえで分限帳での菅兵衛と尾坂の關係に注目し、「軍事編成である寄親—親子の關係を通じて農政に関する「掟」が在地へ伝達」とし「農政機構が未成立」と指摘する。光成氏は「秀家が組頭（寄親）を通じて、組の構成員（寄子）に対して、村落統治の方針を徹底しようとしていた」とし（ただし光成氏は菅兵衛組の性格に

関しては述べておられない）、この掟を「領国全体に適用される基本法」と評価。一方で森脇論考②の【附表】では「慶長2（一五九七）カ」と比定しており年代について意見の分かれるところである。（表2）から菅兵衛の累進は文祿三年（一五九

四)以降であり天正二十年時点で尾坂が与力として預けられていたとは考えにくい。「高處(麗) 御陣夫」の文言から朝鮮への出兵を控えた時期ではあるが、それは「新荒」等の文言にみるように村落疲弊が一般的になっていたことからからも文禄ではなく慶長の役を控えた慶長二年四月のものと考えて間違いないであろう。

北庄原田は現在の久米郡美咲町原田一帯でその石高は約一五〇〇石で複数の給人知行地が含まれていたと推測されるが、尾坂右兵衛の本拠は神目(現久米南町の南端)と考えられ原田とは十キロ以上南方に位置している。「土帳」からその石高が十五石である点を考え合わせると尾坂は原田を知行していたとは考えにくく、当該掟をその地を領する給人として受けてはいないことになる。逆に「先々堅可被申渡候」の文言から尾坂は「先々」への掟の伝達者と位置付けられる。そして「先々」とは原田を領する各給人ではなく在地の有力者であった考えられるのである。つまり(史料6)は直属奉行人からその与力に対して発せられた政策の伝達命令であり、給人単位ではなく郷村を単位として区域をまとめて直接在地へ伝達されたと考えられるのである。

森協論考②では直属奉行人の活動形態を「単独よりも二〜三

名での活動が目立ち、しかも事案ごとにその組み合わせは改変されている」と規定。領国経営の企画、立案や秀家の意図を政策化する点は重臣から直属奉行人の専管事項に移りつつあったと考えられるが、決定事項の在地への伝達・施行に関しては小編成組与力がその任に当たったと考えると問題ないであろう。

重臣合議制から集権的な領国経営への移行を図る秀家にとって文禄慶長期はその過渡期に当たり、直属奉行人と在地への直接的な伝達経路となる小編成組を自己の権力の施行装置として重臣による「談合」を排して(史料5)から(史料6)に見られる体制の転換を目指したと考えられるのである。戸川肥後守が「秀家御仕置にて八国家不相立」と批判した「仕置」とはこの新体制そのものであり、大名権力の在地への直接的な浸透、介入に対する重臣層の危機感の表れと解することができる。

小編成組の役割から「土帳」は旧組を再編した重臣が率いる軍事主体の組と直属奉行人が率いる領国統治機構としての組という機能の相反する二種類の組を併記した構成になっている。これは奉行人個人の力量及び秀家との関係だけに依存することなく、小編成組を職制上においても活動の法的根拠を与え家臣団内における位置付けを明確にし、新たに形成しつつあった秀家の権力基盤の維持強化を目的にしたものであったといえよ

う。

## 四 小編成組の地域割

## — 浮田土佐守組の存在 —

最後に「土帳」における両組併記の原則から小編成組の地域割の可能性について検討を試みる。「土帳」の戸川組末尾には「土佐守分」(表1)の土佐守再掲分として別枠で八名(No.88、95、三六〇石)の家臣が列記され集計記載では戸川組に含まれている。「土帳」には土佐守の受領名を持つ者の表記はないが、戸川組解体後の与力(十一名)の異動先注記には「土佐二入」等の記載があり「土佐守」が存在していたことは明らかである。一方「土帳」と同系統の「備前國主宇喜多中納言秀家卿之着到」<sup>44</sup>末尾の寄親一覧には戸川肥後守の後ろに実在しない「戸川土佐守」<sup>45</sup>の記載が見られるのと同時に支城一覧には「鍛冶屋山 信原土佐守」の表記がみられる。信原(延原)土佐守(本稿においては以下「浮田土佐守」で表記する)は浮田姓を与えられた直屬奉行人と規定され赤穂真殿村の検地奉行など各方面での活動が明らかにされているが「土帳」には表記が見られない。<sup>47</sup>

(表1)から「土佐守分」八名はその構成、石高が前述の六甘組や浮田河内守組など小編成組の与力の規模に類似している。また「土帳」編成の基本的方向性である両組併記の観点からも「土佐守分」とは直屬奉行人である浮田土佐守を寄親とする小編成組がもう一つあり戸川組に属するという変則的な形で存在していたと推測することはできないであろうか。戸川、岡、長船と続く家臣団重臣序列の中にあつて戸川、岡組の間に浮田土佐守組が記載されるという不自然さから後世の筆写の過程で土佐守部分の記載が削除された可能性を指摘しておきたい。土佐守の与力八名が戸川組に付随しているという形態から、土佐守組は戸川肥後守が移封された児島郡担当の小編成組であつたと考えられる。宇喜多時代の児島郡の石高は約四万石(このうち戸川の知行は約二〜三割相当)と推測され、八名の与力は浮田土佐守指揮により児島郡内において戸川領、他の給人知行地等の区分を超えた横断的な地支配を担当したと考えられる。ただし児島の地域性<sup>49</sup>から戦時においては戸川の指揮下に入るよう定められ「土帳」の戸川組末尾に記載されていたのであろう。

浮田土佐守組与力個々の担当区域は不明だが、四万石を八名で担当していたことから単純計算で与力一名は約五千石相当の



区域を担当していたと推測できる。(表1) から小編成組の全与力数は一〇三名(浮田土佐組を含み六甘組は除く)であり、約四十七万石の領国全体をカバーする体制が整えられていたと見るべきであろう。各小編成組は国若しくは郡を単位として担当区域が定められており、担当区域の石高の差が各組の与力数の差に表れていたと考えられる。重臣層の秀家への反発は直屬奉行人と小編成組とを通じて在地への秀家権力の横断的介入への嫌悪がその一因と考えることができるのである。

まとめ

文禄、慶長期の宇喜多氏は長期外征による家臣損失の復旧(軍役確保)と豊臣政権からの過重な軍役賦課を果たし得る領国支配体制の構築という課題に直面していた。秀家は軍役確保を重臣へ転嫁し、その役割を軍事面に特化することで結果として領国経営の中枢から彼らを遠ざけることになるが、新たな権力基盤として直屬奉行人をその跡に参画させ、自らの意志決定を従前の寄親経由の給人単位から郷村を単位とした在地へ直接伝達、施行する小編成組(行政機構)の整備をも合わせて行うことにより集権化を推進している様子が見え始める。文禄・慶

長期の宇喜多家臣団は重臣が率いる軍事組織と秀家直轄の集権的な領国統治機構が並立する形態に改変された状態であり、「土帳」はこの統治機構を家臣団内の職制として機能することを明文化・制度化したものであった。「土帳」に見られる組の構成の差異はそれを端的に表したものとあったと規定できよう。その背景には慶長三年の秀吉と重臣長船紀伊守の死が影響している。最大の庇護者と家中における有力な調停者の相次ぐ喪失が秀家をして新たな権力基盤の強化を意図したものであり、そこには江戸期に作り上げられた「邪智」ある君側の奸を重用し国政を壟断したイメージとは大きく相違した改革者としての秀家像を見ることができるのである。

注

- 1 大西泰正 『豊臣期の宇喜多氏と宇喜多秀家』(岩田選書 地域の中世七 岩田書院 二〇一〇年) 以下「大西著書①」と表記する。同『大老』宇喜多秀家とその家臣団 続豊臣期の宇喜多氏と宇喜多秀家(岩田書院 二〇一二年)、同『宇喜多秀家と明石掃部』(岩田書院 二〇一五年)
- 2 森脇崇文「豊臣期大名権力の変革過程―備前宇喜多氏の事例から―」(『ヒストリア』二二五 二〇一一年) 以下「森脇論考①」と表記する。同「宇喜多氏分限帳の分析試論―諸写本の比較検討から―」(『史敏』九 二〇一一年) 以下「森脇論考②」と表記する。同「豊臣期

- 宇喜多氏の構造的特質」（『待兼山論叢』第四六号史学篇 二〇二二年）以下「森脇論考③」と表記する。）
- 3 金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵「加越能文庫」所収。
- 4 森脇論考②
- 5 筆者「文禄・慶長期における宇喜多氏家臣団の構造―分限帳の分析から見る重臣層の負担―」（『國學院雜誌』一一六卷三号 二〇一五年）。なお、当該稿の提出後に「森脇論考③」に接したため、拙稿が宇喜多氏分限帳の内容分析の先鞭を付けた旨の表記をしてみました。が、「森脇論考③」こそがその位置を占めることは明白であり、その点自らの研究史の把握、分析の拙さを恥じ入るとともに、森脇氏にはお詫び申し上げます。
- 6 「文禄三年」四月十六日付 岡越前守他十七名宛宇喜多秀家判物（『遠藤家文書』『岡山県古文書集』以下『岡古』と表記） 第四輯（一三七頁） 註5拙稿
- 7 各組付属の鉄砲衆（四十人、八百石）は小編成組だけに増強されているわけではなく、（表1）から重臣である明石、浮田左京亮組にも配置されている（戸川組への配置に関しては後述）。明石は与力の付属がないものであり、浮田については「土帳」編成の慶長期から新たに組を指揮するようになった寄親経験の浅いケースに対しての補強と考えられ、家臣団全体を俯瞰した上でのものであり、小編成組特有のものとは言えない
- 9 註5に同じ
- 10 森脇論考③
- 11 註3に同じ。また史料中の人名等に付されたアラビア数字は筆者によりやすくするため、先頭に記された戸川肥後守を1として以後連番を付している。なお当該数字は各組等に付属する「鉄砲衆 四十人」等に

- も付している。
- 12 家中騒動の一方の当事者である中村次郎兵衛尉は『鹿苑日録』第三卷（慶長五年正月八日条）に宇喜多氏重臣の襲撃により死亡したとされているが、大西著作① 第三部第三章により中村が後に前田家に仕えたことが明らかにされている。
- 13 宍甘太郎兵衛尉（No.438）と宍甘太郎左衛門尉（No.513）は石高はともに一、二一〇石。加増歴は共に文禄四年三〇〇石、慶長二年四〇〇石、慶長三年四〇〇石であり、通称の一部「兵衛」と「左衛門」のみが相違。これは追記または写しの際の誤記または誤写と推測でき両者は同一人物と考えられる。
- 14 大西著作① 第三部第三章及び森脇論考①
- 15 寺町淡路守について詳細は不明。「土帳」における寺町姓は淡路守だけである。ただし「言経卿記」天正十六年二月十九日条（『大日本古記録』）には、「宇喜多宰相殿御内」の寺町光直（孫右衛門尉）が自亭にて連歌を催し、宇喜多忠家を始め長船、岡等の宇喜多重臣も参加。また同年三月二十日条では梅庵での連歌会の参加者に宇喜多重臣と共に光直の名が見られる。光直と淡路守の関係は今後の検討課題であるが、参加者の構成から光直は秀家の代理としての出席が推測され、また京に自邸を所有していることから寺町氏は秀家側近であったと考えられる。
- 16 『黄薇古簡集』卷第十六 城府六（上之町福岡屋弥十郎所蔵）
- 17 森脇論考①
- 18 『年末詳十一月三日付寺町淡路守宛氏未詳直吉書状』（『備中吉備津神社文書』『岡古』第三輯二四五頁）では、秀家近習の寺町淡路守による吉備津神社での祈禱（おそらく秀家の代参であろう）の復命を直吉なる人物が取り次いでいる。森脇氏は「森脇論考①」註68において、直吉を中村次郎兵衛と規定しており筆者も同意見である。秀家近習であつ

ても業務関連の復命は中村を介するという流れが形成されていたと見ることにはできる。

19 (史料1) から御鉄砲衆頭は川端丹後守 (No.703) に交代。また中村組付属の鉄砲衆は「はり紙にて除き」とあるように組から分離されている。配属先は不明だが馬廻の戸川玄蕃允 (No.503) だけに不自然に鉄砲衆が付属していることから関連性を指摘しておきたい。

20 「慶長五年」九月十日付廿四郎左衛門他九名宛宇喜多秀家書状写」〔新出沼元家文書一八号 』久世町史』資料編第一巻所収〕

註11に同じ

21 浮田太郎左衛門尉の知行は家中騒動の一方の当事者であることから、千石を減じた形で主馬に継承させたと考えざるべきであろう。

23 小編成組の与力のうち百石以上の者は浮田太郎左衛門尉組に四名と浮田菅兵衛尉組に二名のみ。このうち太郎左衛門尉組の四名は全員「被召上」として太郎左衛門尉に連座する形で知行を召上げられたと推測できる。

24 長原菅作は「慶長五年八月四日付宇喜多秀家知行宛行状写」〔黄薇古簡集〕巻第八 上道郡長原村長原元吉古所蔵) により百石の加増を受けており、宇喜多氏に帰参していることが確認できる。時期は重臣退去後が妥当であり、長原等の「被召上」が秀家の本意ではなかったものと考えられる。

註3に同じ

26 浮田河内守組の最後に記載される津島次郎太郎 (No.500) には「小」が付されているが、津島は浮田太郎左衛門組 (後の浮田主馬組) から河内守組に異動しており、「小」の表記は筆写の過程における誤記と推測される。

27 岡本権之丞の知行は三二六五石 (慶長四年の一七〇〇石加増を含む)、文禄期までは寄親を務めていたが浮田河内守同様に馬廻に編入されて

いる。しかし河内守の知行は四五〇〇石で家臣団内の序列は河内守が上位であり、馬廻の先頭は河内守で岡本は二番手であったと考えられる。

28 浮田主馬組から浮田河内守組への異動与力は十一名であるが、追記されているのは五名のみ。他の六名の記載が漏れている理由は不明であるが、家中騒動再燃による混乱、もしくは森脇論考②で指摘される年限帳の使用下限に至り追記が中断し後世に写しが伝わったものではないかと推測できる。

森脇論考①

註10に同じ。

註5に同じ。

31 森脇論考③では、家中騒動後と見られる戸川肥後守、浮田太郎左衛門尉組の与力改変注記に着目され、戸川組が解体されたのに対し、浮田組が「ほぼ原形をとどめる形で、彼と立場が近い組頭二名に相続されているのは、この組が軍事以外にも何らかの役割を担っていたためだろうか」と述べておられる。

註29に同じ。

34 「備中佐野家文書」〔岡古〕第三輯二六九頁)。同書解題によれば佐野家は備中窪屋郡三須郷の旧族で近世は蒔田藩の庄屋を世襲。戦国期は備中守護代石川氏の被官であったとされる。おそらく石川氏の滅亡に際して帰農したものと思われる。

35 「文禄三年十月七日付定書案」〔難波文書〕三五号『岡山県史』第二十巻家わけ史料三五頁)

36 『美作古簡集註解』巻之九 三六頁 (上神目村小坂四郎右衛門所蔵)。なお、同書では史料の年代を天正十九年 (一五九二) と比定している。

37 尾坂 (小坂) 氏は近世において久米郡神目 (現久米南町) で大庄屋を務めた家である。おそらく宇喜多氏改易後は帰農したものであろう。

同家所蔵文書（註36に同じ）のうち「慶長五年カ）七月二十四日付浮田菅兵衛宛秀家判物」によれば、尾坂石兵衛は引退後京中に在任していたが息子孫三郎（孫次郎）の「曲事」（家中騒動に連座したものである）により出頭し菅兵衛に「預置」かれていたが、赦免され「如前其方（菅兵衛）與力二仕」というように菅兵衛与力に復帰している様子が見える。

38 しがらで康義「戦国豊臣期大名宇喜多氏の成立と崩壊」（『岡山県史研究』六号 一九八四年二月）

39 光成準治「中・近世移行期における村落統治と法——備前・美作国を中心に——」（『年報赤松氏研究』第三号 二〇一〇年）。なお『美作古簡集註解』巻之五 一五四頁（初山村田口氏所蔵）には当該掟とほぼ同じ内容の田口藤左衛門宛の菅兵衛の掟が所収されているが、光成氏は同稿において田口氏所蔵文書の信憑性に疑義を呈しておられ史料としては採用していない。筆者もこの点に関しては光成氏と同意見である。

40 原田は近世において東村、中村、西村に分かれており『旧高田領取調帳』によれば各村の旧高は四五九石、五一九石、五六二石（いずれも一石未満は省略）。また「慶長四年二月六日付戸川肥後守宛宇喜多秀家知行宛行状写」（『秋元興朝氏所蔵文書』東京大学史料編纂所 影写本）から戸川に増加された四九六五石の中に久米南条郡原田六百石が含まれることから、慶長の役の影響で原田に六百石相当の關所地が生じたことはわかる（当該關所地が複数の給人知行地か単独のものであったかは不明）。一方で戸川に宛行われなかった（關所地ではない）部分が九百石相当あることから、少なくとも複数の給人知行地が混在していたと言えよう。

41 明確な史料はないが各小編成組ごとに政策施行の担当区域が定められていたことは類推はできる。小編成組与力の知行地や活動区域を個別に解明していくことで組編成や担当区域分けの基準の解明が期待でき

るが今後の検討課題とした。

42 「慶長五年）八月十八日付戸川達安書状案」（『水原岩太郎氏所蔵文書』『岡古』第三輯三三二頁）

43 森脇論考②

44 永山卯三郎編『吉備郡史』中巻（名著出版 復刻）所収

45 『寛永諸家系図傳』第十一（藤原氏 癸十一 支流 戸川）、『寛政重修諸家譜』巻十五（巻九百七十三 藤原氏支流 戸川）では肥後守（達安）の子正安が土佐守を称している。「備前國王宇喜多中納言秀家卿之着到」では土佐を正安と比定しているが、前述の『寛政重修諸家譜』では正安の生年は慶長十一年（一六〇六）であり「土帳」編成時には存在していない。

46 森脇論考①

47 森脇論考③において、氏は「土佐二入」の土佐守を浮田内蔵丞（No.649）（馬廻二百石）と推測されており、しかし浮田土佐守は浦上宗景旧臣の出身、宇喜多氏服属後は備中の鍛冶山城在番として対毛利という点は不自然である。森脇論考①において延原氏は代々父が土佐守、子が内蔵丞の官途を継承してきたことが指摘されており、本来「土帳」には浮田土佐守と内蔵丞父子が其々表記されていて、父である土佐守の表記だけが後に削除されたと考えられることはできないであろうか。

48 『旧高田領取調帳』によれば児島郡の石高は四九、一三九石（一石未満省略）。このうち近世の児島湾干拓により成立したと見られる十一か村、一〇、一九七石（一石未満省略）を除く三八、九四二石が宇喜多時代の石高と考えられる。一方児島における戸川領は「文禄三年九月十二日付富川肥後守宛宇喜多秀家知行宛行状写」（『秋元興朝氏所蔵文書』東京大学史料編纂所 影写本）から移封された本知が七五三〇石（一九、三%）、同時に増加された七千石（児島、美作、備中）の大半

49 が仮に児島内であったと仮定しても三五%程度と推測される。  
当時の児島は離島で一島で一郡を形成。旧毛利領であり中国国切によ  
り宇喜多領に編入されている。

50 「慶長三年大名帳」〔続群書類従〕第二十五輯上 武家部 所収）  
註5に同じ

52 「備前軍記」〔吉備群書集成〕第三輯）では、長船紀伊守、中村次郎兵  
衛、浮田太郎左衛門尉を「みな邪智ありし者なり」と表記し、永く人  
物像として固定していたが、大西著書①（第三部第三章）により固定  
概念は払拭されている。